

# 学校いじめ防止基本方針

東三鷹学園三鷹市立第一小学校

令和6年4月1日

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめの兆候や発生、また軽微ないじめをも見逃さない。学校は迅速かつ組織的に対応する。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<参考資料> いじめの定義（三鷹市いじめ防止対策推進条例 第2条1項）

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・保健主任・養護教諭・教育支援コーディネータ、スクール・カウンセラー、学年主任からなる「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- (2) 対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行・進行管理・いじめを把握した際の解決に向けた対応方針の決定、家庭や地域・関係機関との連携等をはじめとするいじめ防止等に向けた様々な取組の中心的機能を担う。
- (3) いじめの発見・通報を受けた教職員は、直ちに臨時対策委員会を開き、情報を共有する。
- (4) 対策委員会が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行っていじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (5) 対策委員会は学期末に定例会を開く。

## 3 未然防止のための取り組みの推進

- (1) 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) スクール・カウンセラーによる研修会を設け、教職員の資質向上に努める。
- (3) 「いじめ防止教育プログラム」等を活用し、「いじめに関する授業」を実施する。
- (4) 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 全校児童による人権尊重教育の一環として「ウォームハートを育てましょう」を実施し、児童が互いに相手の良いところを見付ける意識を高め、他者から認められる体験による自己有用感を高める。

- (7) 教育支援を必要とする児童については、特に細やかに対応する。
- (8) 家庭・地域・幼保・関係機関及び市等と連携を図り、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に組織的・継続的に取り組む。
- (9) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。そのために、互いのよさを認め合える道徳教育や人権教育を充実させ、いじめに向かわない態度の育成を図る。また、全校児童による「ウォームハートを育てましょう」を実施し、児童が互いに相手の良いところを見付ける意識を高め、他者から認められる体験による自己有用感を高める。
- (10) 情報モラル教育の徹底を目指し、セーフティ教室やICT活用教育等の機会に学校で指導するのみでなく、PTAの委員会や保護者会・学校便りや学年だより、またTEH（児童会・生徒会）が作成した「SNS学校ルール」を周知徹底・活用し、保護者の意識を高め、家庭と協働して推進する。

#### 4 早期発見のための取り組みの推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の些細な変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組みを推進する。

具体的には以下のような取組を行う。

##### ○日常的な観察

休み時間や放課後に児童と一緒に活動する中などで、児童の様子に目を配る。また、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

##### ○教育相談

個人面談や家庭訪問の機会を活用したり、スクール・カウンセラーや養護教諭との連携のもとに教育相談を行う時間を設定したりするなど、児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。

##### ○相談窓口の周知

スクール・カウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。第5学年児童に対しては、スクール・カウンセラーによる全員面接を実施する。

##### ○定期的なアンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、「生活アンケート」や「QUアンケート」等を実施する。

##### ○保護者・地域・関係諸機関からの情報収集

保護者・地域・関係諸機関からの情報を活用し、早期発見・早期対応を行う。

#### 5 早期対応のための取組の推進

- (1) いじめを発見、または子どもや保護者からの訴えがあった場合、担任は状況をきめ細かく把握し、速やかに学年主任、生活指導主任、学校長に概略を報告する。その後、「臨時学校いじめ対策委員会」を開き、対応にあたる。委員会において、いじめの定義に基づく状況であることが確認された場合は、いじめ「認知」の段階とし、いじめ解決に向けた「早期対応」を行う。

- (2) いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声掛けや、職員会議や生活指導夕会等を利用した児童の情報共有、教員同士の情報共有による見守りや登下校の付添等を実施する。
- (3) いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用し、被害の児童や保護者のケアを行う。
- (4) いじめを発見した場合には、情報共有を行い、速やかに組織的に対応する。
- (5) いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行う。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加える。懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめをした児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

<参考資料>

児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。

(出典：平成 25 年 9 月 20 日 文部科学省「第 4 回いじめ防止基本方針策定会議」資料)

- (6) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組を推進・充実する。
- (7) 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有するとともに、保護者への適切な支援・助言を行う。また、PTAの諸活動とも連携を図る
- (8) 教育委員会への報告、連絡、相談を欠かさず行うとともに、スクール・ソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所および所轄の三鷹警察署など関係機関や専門家等との相談・連携の体制の充実を図る。
- (9) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携する。
- (10) 「問題行動等状況記録シート」(教育委員会指導課作成の Excel シート)等の様式や生活アンケートのデジタル集計を用い、いじめ問題に関する指導記録の保存、校内、学園内での情報共有、進級・進学の際の適切な指導の引き継ぎを行う。
- (11) コミュニティ・スクール委員会や学校運営協議会等を活用し、いじめ問題について、学校が抱える課題を共有し、コミュニティ全体で解決する仕組みづくりを推進する。

## 6 「重大事態」への対処と教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー、所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むとともにその再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。また、被害児童に対

しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を講じる。被害児童及び保護者のケアのために、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用する。

## 7 解消の判断と解消後の対応・いじめの解決

- (1) いじめの解消は、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童と保護者及びいじめを行った児童等からの聞き取りに基づいて、対策委員会が判断する。
- (2) 個別のいじめ問題が解消した後も、いじめ再発の可能性を排除せず「義務教育9年間まで見守る」という姿勢で、学校全体で組織的に複数の教職員の視点からいじめを受けた児童の様子を見守るとともに、いじめを受けた児童や当該保護者等と定期的に面談をしたり、周囲の児童から聞き取りをしたりするなどして、いじめが再発しないよう、継続して、いじめを受けた児童の安全・安心な生活の確保のための取組を行う。
- (3) いじめの解決に向け、いじめを受けた児童いじめをした児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう、児童全体に向けた道徳教育や人権教育等の視点に基づく教育活動を充実する。
- (4) いじめの解決を以下のようにとらえる。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。（「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」文科省 H25.10）

- (5) いじめの解消や解決についても、いじめの認知と同様に対策委員会により、組織的に判断をするとともに、再発の可能性も想定した継続的な見守りを続ける。

## 8 学校評価の実施

- (1) 年度当初の保護者会及びコミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページに公表する。
- (2) 対策委員会により、「学校いじめ防止基本方針」及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理と点検を実施する。
- (3) 学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。
- (4) 点検・評価に基づき「学校いじめ防止基本方針」及び年間計画の見直しを行う。
- (5) 問題行動等状況記録シート及び「生活アンケート」は、実施年度から3年間保管する。